

衆議院 第百六十九回国会 総務委員会 議 録 第 十 二 号

平成二十年三月三十一日(月曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 渡辺 博道君

理事 石田 真敏君

理事 馳 浩君

理事 山口 俊二君

理事 原口 一博君

理事 秋葉 賢也君

理事 石崎 岳君

理事 岡本 芳郎君

理事 川崎 二郎君

理事 実川 幸夫君

理事 土屋 正忠君

理事 葉梨 康弘君

理事 萩原 誠司君

理事 古屋 圭司君

理事 安井潤一郎君

理事 逢坂 誠二君

理事 田嶋 要君

理事 福田 昭夫君

理事 斉藤 鉄夫君

理事 塩川 鉄也君

理事 亀井 久興君

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務委員会専門員

委員の異動

三月三十一日

辞任

関 芳弘君

補欠選任

安井潤一郎君

同日

辞任

安井潤一郎君

補欠選任

関 芳弘君

三月二十七日

岡山市の政令指定都市の指定に関する意見書

(岡山県議会(第二三八四号))

過疎地域の振興を目的とする新たな法律の制定

に関する意見書(山形県白鷹町議会(第二三八

五号))

過疎地域自立促進特別措置法の効力の期限延長

を求める意見書(高知県香美市議会(第二三八

六号))

国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に

提供されるよう、速やかな検討と必要な郵政民

営化の見直しを求める意見書(高知県北川村議

会(第二三八七号))

国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に

提供されるよう速やかな検討と必要な郵政民営

化の見直しを求める意見書(高知県三原村議会

(第二三八八号))

新・過疎法制定に関する意見書(新潟県議会

(第二三八九号))

地上デジタルテレビジョン放送の受信対策の推

進を求める意見書(栃木県日光市議会(第二三

九〇号))

地上デジタル放送の受信対策の推進を求める意見書

(埼玉県春日部市議会(第二三九一号))

地上デジタル放送の受信対策の推進を求める意見書

(埼玉県和光市議会(第二三九二号))

地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見

書(新潟県議会(第二三九三三号))

地上デジタル放送の受信対策の強化を求める意

見書(和歌山県議会(第二三九四号))

地域間の財政力格差の是正策強化に関する意見

書(高知県議会(第二三九五号))

地上デジタル放送対策を求める意見書(宮崎県

椎葉村議会(第二三九六号))

ブロードバンド整備の推進に関する意見書(高

知県議会(第二三九七号))

郵政民営化の見なおしを求める意見書(北海道

本別町議会(第二三九八号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の

一部を改正する法律案起草の件

○渡辺委員長 これより会議を開きます。

地方自治及び地方税財政に関する件について調

査を進めます。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の

一部を改正する法律案起草の件について議事を進

めます。

本件につきましては、理事会等において協議い

たしました結果、お手元に配付いたしております

とこの起草案を得た次第であります。

この際、私から、本起草案の趣旨及び内容につ

いて御説明申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について申し上げます。

平成二十年年度の法制改正に係る地方税法等の一

部を改正する法律案の法律としての施行が平成二

十年四月一日より後となる場合に備え、国民生活

等の混乱を回避するため、本起草案を提出した次

第であります。

次に、その内容について申し上げます。

第一に、平成二十年三月三十一日に期限の到来

する地方税における非課税等特別措置のうち、当

該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてそ

の期限を延長する必要性が認められるものの一

部、すなわち自動車取得税についての過疎バスに

係る非課税措置、免税点の特例措置、低燃費車に

係る課税標準の特例措置及び大型ディーゼル車に

係る税率の特例措置の期限を暫定的に平成二十年

五月三十一日まで延長することとしております。

第二に、これに伴い、二月二十九日衆議院本会

議において可決し、参議院に送付いたしました地

方税法等の一部を改正する法律案について所要の

規定の整備を行うこととしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の

一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○渡辺委員長 お諮りいたします。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の

一部を改正する法律案起草の件につきましては、

お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これ

を委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起

立を求めます。

(賛成者起立)

○渡辺委員長 起立総員。よって、そのように決

しました。

なお、本法律案提出の手続等につきましては、

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午前十四時四十分散会

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年三月三十一日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年五月三十一日まで延長する措置を講ずるため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部改正について定めるものとする。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第一項、第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第号)の公布の日から施行する。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法附則第三十二条第一項の改正規定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改め、同条第二項及び第六項の改正規定中「及び第六項」を削り、「に改め」の下に、「同条第六項中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改

め」を加え、同条第七項及び第八項の改正規定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に、「平成二十年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第号)の施行の日の翌日」に改め、同条第十一項及び第十二項の改正規定のうち同条第十一項中「平成二十年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第号)の施行の日の翌日」に改める。

附則第二十條の次に次の一條を加える。

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

第二十條の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

平成二十年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避するため、同年三月三十一日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年五月三十一日まで延長する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。